

静岡市教育委員会規則第4号

静岡市立学校等体育施設利用規則をここに制定する。

平成24年2月16日

静岡市教育委員会委員長

伊藤嘉奈子

静岡市立学校等体育施設利用規則

(趣旨)

第1条 静岡市は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条第1項及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、社会教育の奨励及びスポーツの推進に資するため、静岡市立の学校（学校に類似するものとして教育委員会が定める施設を含む。以下「学校等」という。）の体育施設を学校教育等に支障のない範囲内において市民の地域におけるスポーツを中心とした利用に供するものとし、その利用に関しては、法令に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(対象となる体育施設)

第2条 この規則に基づき市民の利用に供する学校等の体育施設は、体育館、武道場、運動場、プール等の体育施設とし、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校等ごとに定めるものとする。

(学校等体育施設利用運営協議会)

第3条 教育委員会は、体育施設を利用しようとする市民により組織された団体を、学校等ごとに、学校等体育施設利用運営協議会（以下「運営協議会」という。）として登録するものとする。

2 運営協議会は、市民による体育施設の利用について、必要な調整を行う。

(利用の許可の申請)

第4条 体育施設を利用しようとするときは、当該施設を利用しようとする者が属する運営協議会が、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があつた場合において、その利用が適当であると認めるときは、体育施設の利用を許可するものとする。

2 教育委員会は、体育施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とした事業のための体育施設の利用であるとき。
- (3) 施設の管理上支障があるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(利用の許可の取消し)

第6条 教育委員会は、体育施設を利用する者がこの規則の規定に違反し、又は体育施設の利用が前条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合は、その利用の許可を取り消し、体育施設の利用の中止を命ずることができる。

- 2 前項の規定による許可の取消し又は利用の中止の命令により損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

(利用責任者)

第7条 体育施設を団体として利用する者は、当該団体の責任者を定め、運営協議会に届け出なければならない。

- 2 前項の責任者は、教育委員会の指示に従い、体育施設の安全かつ適正な利用を確保するほか、施錠等必要な管理を行う。

(実費の負担)

第8条 体育施設を利用する者は、当該体育施設の照明設備を利用するときは、他に定めのあるものを除き、実費を負担しなければならない。

(遵守事項)

第9条 体育施設を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 体育施設の現状を変更しないこと。
- (4) 火気は、許可を受けた場合以外は利用しないこと。
- (5) 学校等の敷地内は禁煙とすること。
- (6) 車両は、指定場所以外に駐車しないこと。
- (7) 用具の安全を点検確認すること。
- (8) 利用時間を厳守すること。
- (9) 許可を受けた場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (10) 近隣住民に迷惑をかけるおそれのある行為をしないこと。
- (11) ガラス等の破損については、直ちに施設管理者に連絡し、その指示を受けること。

- (12) 利用時間中に火災その他重大な事故が発生したときは、直ちに適切な措置をとること。
- (13) 利用を終えたとき（第7条第1項の規定により利用の中止を命じられたときを含む。）は、直ちに利用した施設、設備等を原状に復すること。
- (14) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の管理上の指示に従うこと。

（損害賠償の義務）

第10条 体育施設又は体育施設の設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、体育施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。